

第4回委員会

能代市都市計画マスタープラン

－ 全体構想：防災まちづくり構想（案） －

目次

内容	ページ番号
1. 防災まちづくり構想	1
1-1. 基本的な考え方	1
1-2. 防災まちづくりの方針	2

1. 防災まちづくり構想

1-1. 基本的な考え方

- 本市は、一級河川の米代川が市域のほぼ中央部を東西に流れ、藤琴川や阿仁川等の小河川が存在するほか、フェーン現象の発生しやすい日本海に面しています。これらの地勢条件から、本市では、昭和24年と昭和31年に大規模火災（能代大火）、昭和47年と平成19年に水害、昭和58年日本海中部地震等による津波災害など、多くの災害を経験してきました。
- 過去の災害を教訓とし、本市では「燃えないまちづくり」を目指した都市計画事業のほか、堤防整備や護岸工事等の治水事業、公共施設や都市基盤の耐震化等の様々な施策を進めてきました。
- 一方で、近年は、水災害を中心とした自然災害の頻発化・激甚化による甚大な被害が全国各地で発生しており、本市においても、市の特性を踏まえたさらなる防災・減災対策の取組が必要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、災害に強い安全なまちづくりを進めていきます。

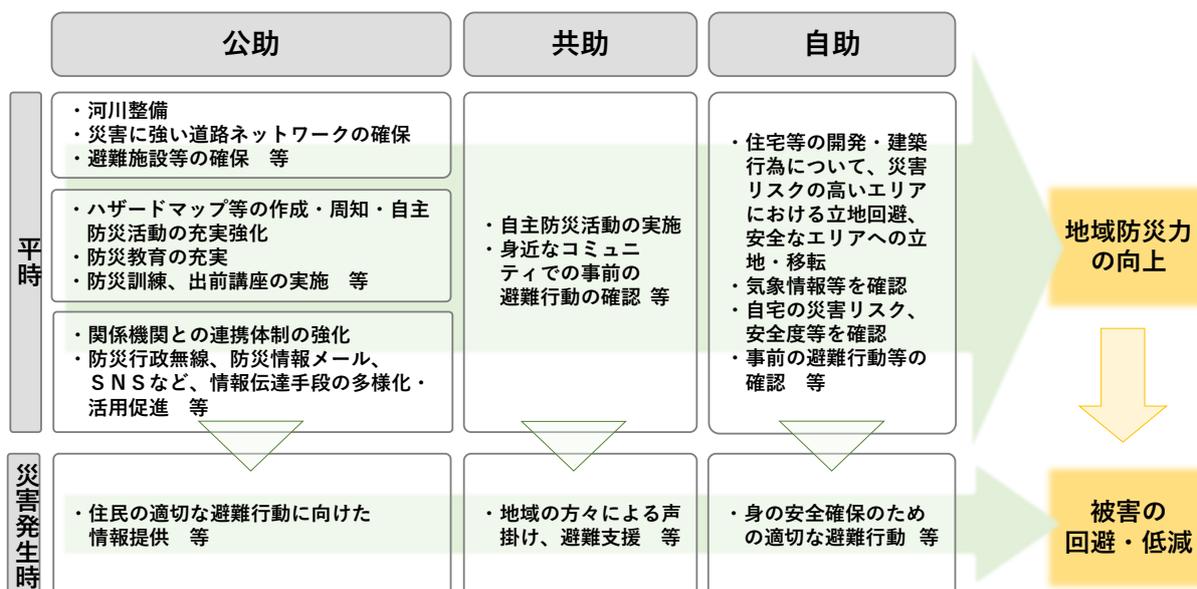
1) 災害による被害の回避・低減に努めます

- 自然災害の発生自体は防ぐことができなくても、事前の取組や対策等により、災害発生時の被害の回避・低減は可能です。本市で想定される様々な災害に対して、各地区の特性に応じて異なる被害を想定し、ハード・ソフトの両面から、防災・減災対策に取り組めます。

2) 地域住民や事業者等との連携により地域防災力の向上を図ります

- 災害に強い安全なまちづくりに向けては、行政によるハード整備のほか、地域住民や事業者等の個人が、災害により起こりうる被害や自助・共助の重要性を認識し、洪水・地震・土砂災害等の様々な災害に備える防災意識社会への転換が必要です。そのための防災訓練や防災教育等の取組の促進や、確実な避難行動等につながるような、分かりやすく、適切な情報提供体制の構築等により、地域防災力の向上を図ります。

図1 災害に強い安全なまちづくりに向けた取組のイメージ



1-2. 防災まちづくりの方針

1) 水災害対策の推進

- 河川の氾濫や土砂災害の発生抑制に向けて、雨水排水対策や土砂災害対策を推進するとともに、防災機能を有する農地や森林等の保全と適正な維持管理を図ります。
- 洪水被害の低減に向けて、米代川等の計画的な河川改修について、国や県等の関係機関へ働きかけるとともに、市管理の河川や水路については、引き続き適切な維持管理に努めます。さらに、一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置指導を行うなど、流域治水の考え方により、地域一体となった治水対策を図ります。
- 災害発生時の継続的な機能の確保に向けて、仁井田浄水場の浸水対策を検討します。
- 洪水や内水等による被災リスクの高いエリアについては、住宅等のかさ上げ等に対する支援など、浸水低減対策を検討します。
- 土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い地域においては、開発の抑制を図ります。
- 要配慮者利用施設や重要な公共施設等を保全対象とし、土石流や急傾斜地崩壊、地すべりの兆候のある箇所等について、重点的に土砂災害対策施設の整備を推進します。

2) 地震対策の推進

- 災害時の避難・救護等の防災拠点等になりうる公共建築物の耐震化を推進するとともに、住宅の耐震化促進に向けた普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。なお、「能代市地域防災計画」に基づき、緊急輸送道路沿道の区域の建築物を優先的に実施します。
- 大規模地震等においても緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、緊急輸送道路等に架かる老朽化の著しい橋梁から優先して耐震補強を進めます。また、無電柱化推進計画に基づき、市街地の緊急輸送道路について無電柱化を推進します。
- 老朽空き家等の倒壊等による被害の拡大を防止するため、市内全域を対象に実態調査を実施するとともに、特定空家等の解体促進に向けた支援の実施・周知を行います。
- 津波発生時の確実な避難行動に向けて、「津波避難計画」に基づく避難訓練等を実施します。
- 津波、高潮及び波浪等による被害の防止・軽減を図るため、離岸堤や護岸等の海岸保全施設について、国県等の関係機関への働きかけを行います。

3) 災害に強い都市環境の整備

- 道路整備にあたっては、災害時における孤立予防やリダンダンシー機能の確保といった観点も考慮しながら、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。
- 安全に避難が可能な指定緊急避難場所や指定避難所、その他避難施設の確保に努めます。指定避難所については、要配慮者の受け入れに対応した福祉避難所の指定を強化するとともに、小中学校に整備されている太陽光発電設備の適切な維持管理や自家発電機の設置など、学校施設の避難所機能を強化します。

- 周囲に指定緊急避難場所や指定避難所等が立地しておらず、避難が困難となる恐れがある地域については、オープンスペースや駐車場の活用等、民間との連携を含めて検討を行います。
- 冬季の円滑な交通確保のため、市町村等と連携した効率的な除雪や除雪体制の強化を推進するとともに、道路の雪害対策の推進に向け、地吹雪等の発生危険箇所に防雪柵等を整備します。

4) 情報提供体制の構築

- 災害時における、県・消防・警察・気象台など、関係機関との情報共有や連携体制の強化を図ります。
- 市民への確実な情報伝達を図るため、「全国瞬時警報システム」(Jアラート)や「情報集約配信システム」を活用するとともに、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、防災情報メール(登録制メール)、エリアメール、SNS、防災アプリ等の情報伝達手段の多様化・多重化を促進し、活用の周知を図ります。

5) 市民の防災意識の向上

- 市民の安全で円滑な避難に向けて、防災ハザードマップ(津波、洪水、土砂災害等)等を活用し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等の周知を図ります。
- 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自治会・町内会に対し、自主防災組織の結成促進や活動の充実・強化を働きかけるとともに、組織と連携した訓練や出前講座等を実施します。
- 児童生徒の防災意識の醸成や災害時に適切な行動ができるよう、学校における防災教育の充実、教職員の防災教育に関する指導力の向上に向けた研修を実施します。
- 災害時における県、防災関係機関、地域住民等との連携体制の構築を図るとともに、地域住民の災害時の対応能力の向上のため、「能代市総合防災訓練」を毎年度実施します。
- 浸水による垂直避難が困難となる恐れがある要配慮者利用施設等については、避難確保計画の作成を促進します。
- 洪水や内水等による浸水深が高い地域や慢性的な浸水が想定される地域など、被災リスクの高いエリアについては、地区ごとの災害リスクを踏まえた防災行動計画(マイ・タイムライン等)の作成の促進を強化するなど、防災意識の向上に資する取組の強化を図ります。
- BCP(事業継続計画)策定の必要性について普及啓発するとともに、市内企業のBCP策定を促進します。